

令和8年度焼津市子育て支援プロモーション事業  
(しずおか中部連携事業) 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度焼津市子育て支援プロモーション事業(しずおか中部連携事業) 業務委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月8日(月)まで

3 業務目的

本業務は、「焼津市の子育て支援施策」について効果的な広告・宣伝を行うことで、「ママ・パパにやさしい焼津市」の周知と認知度の向上、移住・定住人口の拡大につなげるとともに、5市2町(静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)全体の子育て世代のにぎわい創出や交流人口の拡大につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) 対象媒体

ア テレビ、ラジオ等のマス媒体

イ Facebook、X(旧Twitter)、Instagram等のSNSやWEB

ウ 公共交通機関(電車、バス、タクシー等)への広告

上記のうちいずれかを対象に効果的なPRを配信し、認知向上及び効果的・効率的なPRが可能となる広告手法(キャンペーン内容/ターゲティング方法等)を提案し、広告文を作成・掲載すること。

(2) 広告内容

ア 焼津市子育て支援施策のPR

イ 5市2町の子育て支援施設のPR

(3) 留意点

ア (2)アについては、令和6年度作成した以下の動画5本を取り入れること。また、集客対象エリアは静岡県内とし、主に近隣市町からの移住・定住を図るために、ターゲットを設定すること。

YouTube「焼津CITYチャンネル」掲載動画

- ・「子どものふるさと、焼津にしよう！-環境編-」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=SkKp8aRCm0g>)
- ・「子どものふるさと、焼津にしよう！-経済編-」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=6j5CPTenumo>)
- ・「子どものふるさと、焼津にしよう！-医療編-」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=x-JVL7DvKq8>)
- ・「子どものふるさと、焼津にしよう！-相談編-」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=hx4hV3c4604>)

- ・「子どものふるさと、焼津にしよう！ -教育編-」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=QL0Y3FOT10Q>)

イ (2) イについては、各市町の子育て支援施設の特性を理解したうえで、魅力を伝える内容で発信すること。また、対象エリアは静岡県内とし、主に近隣市町からの誘客を図るために、ターゲットを設定すること。

ウ 広告を作成する際に、「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン掲載事業」と制作物に記載・表示を行うこと。

エ 広告の内容は、施設コンセプトを十分に理解したうえで、各市の子育て支援施設の魅力を伝える内容で発信すること。

オ 各市町の施設のコンセプトの聞き取りや各種調整は事業者で行うこと。

カ 広告の出稿及び運用

(ア) 出稿した広告媒体へ広告費を支払うこと。

(イ) マス媒体や SNS、WEB 等での広告を配信した場合に、年齢や性別ごとの表示回数、クリック数、クリック率等の閲覧・行動情報をモニタリングし、広告出稿開始から終了までの閲覧情報を集計・分析したレポートを提供すること。

(ウ) 出稿に必要な広告用アカウントは、原則、受託者で用意すること。

## 5 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

## 6 業務の進め方

業務遂行に際しては、市の担当者と進め方など適宜、協議を行いながら進めていくものとする。

## 7 成果品

### (1) 内容

ア 広告の画像を含め、出稿内容が確認できるもの

イ 効果測定レポート

### (2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体（DVD、CD-R等）1部

## 8 提出時期

広告出稿期間終了後速やかに（令和9年3月8日（月）まで）

## 9 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

## 10 著作権その他の権利

(1) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物

(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引き渡し時に焼津市に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、焼津市が当該制作物の撮影画像等を焼津市のPR等に使用する権利は保証すること。

(2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

## 11 その他

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、一部の業務については、市の承認を得て他の事業者へ委託できるものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合は、双方協議の上で決定することとする。